

福岡市への来訪者等の人流調査委託 仕様書

1 業務名称

福岡市への来訪者等の人流調査委託

2 事業目的・概要

2024年の福岡市における入込観光客数は約2,309万人、外国人入国者数は約390万人に達しており、福岡市地下鉄においては、多くの来訪者に利用されている。しかし、来訪者等の福岡市地下鉄の各駅の利用状況については十分に把握できていない。そこで、本調査では福岡市への来訪者等の移動動態を把握し、福岡市地下鉄を利用する来訪者等が与える影響を明らかにすることで、福岡市地下鉄の利用促進や快適で質の高いサービスの提供に資する施策検討を目的とするもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年5月15日(金)まで

4 履行場所

福岡市交通局営業課

5 委託内容

(1) 人流データの取得・分析の内容

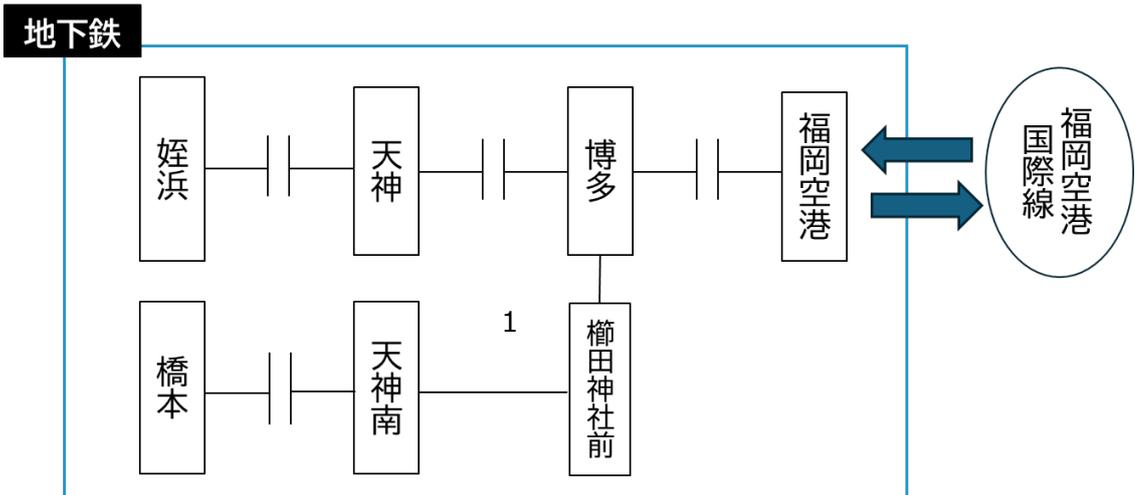
スマートフォンの位置情報その他、本業務の目的達成に適した方法により取得した人流データ等を活用し、福岡空港国際線を利用した福岡市への来訪者等の動向(以下①②)を把握するものとする。
なお、調査の手法、対象範囲、サンプル数は、統計学的に有意であることを条件とし、信頼水準95%、誤差5%以内を目安とする。また、調査設計においては、国籍別・時間帯別の偏りが生じないように、適切な抽出方法を採用すること。

- ① 福岡空港から入国した国際線利用者の、空港からの交通手段が地下鉄の場合における、A 国籍(日本人含む)ごと、時間帯ごと、地下鉄降車駅ごとの人数及びB 対象者の駅周辺での動態が分かる駅ごと、時間帯ごとのヒートマップ
- ② 福岡空港から出国する国際線利用者の、空港までの交通手段が地下鉄の場合における、A 国籍(日本人含む)ごと、時間帯ごと、地下鉄乗車駅ごとの人数及びB 対象者の駅周辺での動態が分かる駅ごと、時間帯ごとのヒートマップ

※ 「国籍」ごとについては各国単位が好ましいが、統計学的に有意であるサンプル数が取得できる範囲(例: 国別/ 日本・中国・韓国・その他アジア諸国・欧州・アメリカ等)を交通局と受注者の協議の上、決定する。

※ 「時間帯」ごとは、1時間単位が望ましいが、統計学的に有意であるサンプル数が取得できる範囲(例: 1時間単/ 5時~10時・10時~17時・17時~1時等)を交通局と受注者の協議の上、決定する。

(イメージ)



(2)対象期間

令和6年～8年のうちの6カ月以上のデータを取得し検証すること。

6 納品

(1) 納品方法

作成した成果物を電子データで納品すること。

(2) 納品場所

福岡市交通局営業課

(3) 納品期限

令和8年5月15日(金)

7 著作権等

(1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、福岡市交通局に帰属するものとし、受注者は、福岡市交通局及び福岡市の利用にあたっては、事業目的以外での利用を認めるものとする。

(2) 受注者は、本委託の遂行(成果物を含む)に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。

(3) 発注者は、成果物を各種営業活動等において活用できることとし、成果物を自由に使用、改変、複製、再版、二次利用等を行えるものとし、受注者は発注者または発注者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

(1) 関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。

(2) 本委託に係る業務の遂行にあたっては、受注者は、交通局と十分な協議および連絡を行うこと。

(3) 本委託に係る委託内容は、交通局と受注者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等については、両者協議の上、決定する。

(4) 本委託に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者の責任により対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。

(5) 成果物を納品した後において、成果品や業務履行上の瑕疵が判明した場合には、受注者の責任において適切に対処すること。

(6) 受注者は、本委託に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、交通局の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(7) 本仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。